

## 第 2 5 号議案

亀岡市土づくりセンター条例の一部  
を改正する条例の制定について

亀岡市土づくりセンター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 9 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市土づくりセンター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 9 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「き損」  
を「毀損」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用  
許可」に改める。

第 1 0 条中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 8 条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第2中 「

2,000円
1,400円
10円
200円
1,400円

」を「

2,057円
1,439円
10円
205円
1,439円

」に、

「120円」を「123円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市土づくりセンター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市土づくりセンター条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市土づくりセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。